

## 議案第 1 1 9 号

### 財産の無償譲渡及び無償貸付について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 6 号の規定により、次のとおり財産を無償で譲渡すること及び無償で貸し付けることについて、市議会の議決を求める。

令和 5 年 1 2 月 1 日提出

三次市長 福 岡 誠 志

#### 1 無償譲渡財産

##### 建物

名称	グループホームかわち
	かわち小規模多機能施設
所在地	三次市下川立町 4 8 8 番地 2
構造	木造かわらぶき平家建
床面積	9 7 6 . 3 0 平方メートル

#### 2 無償貸付財産

##### 土地

所在地	三次市下川立町 4 8 8 番 2
地目	宅地
貸付面積	4 , 5 5 6 . 1 0 平方メートル

#### 3 無償譲渡及び無償貸付の目的

認知症高齢者グループホーム施設及び小規模多機能施設を譲渡及び用地を貸

し付けることにより、より質の高いサービスの継続的な提供と安定的な施設の管理運営を図ろうとするもの

4 無償譲渡及び無償貸付の相手方

三次市下川立町488番地2

一般社団法人NSライフ

理事長 角 谷 浩 規

5 無償譲渡日

令和6年4月1日

6 無償貸付の期間

令和6年4月1日から、令和26年3月31日まで又は認知症対応型共同生活介護事業及び介護予防認知症対応型共同生活介護事業並びに小規模多機能型居宅介護事業及び介護予防小規模多機能型居宅介護事業を終了する日までのいずれか早い日